

第62回

定時株主総会 招集ご通知



日 時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時



場 所

広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社 本社4階会議室
会場についての詳細は、末尾ご案内略図をご参照ください。



決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

<株主の皆様へのお願いとご案内>

- 書面・インターネット等による事前の議決権行使もご活用ください。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせ申し上げます。
(<https://www.aoyama-syouji.co.jp>)

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2026年6月25日(木曜日) 午後6時30分まで

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より青山商事グループに対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに第62回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

私が経営のバトンを受け継ぎ、早いもので1年が経過いたしました。働き方の多様化に加え、デジタル化の加速や消費行動の変容といった社会の大きな転換期において、これからの時代にふさわしい企業像を模索しながら、組織の刷新や意識改革、デジタル活用といった「次なる成長への土台作り」に全力で取り組んでおります。

足元の業績には課題もございますが、創業の精神である「より良い商品をよりお求めやすい価格で提供する」という想いを込めた「みんなのスーツ」が、若年層を中心とした幅広い層からの支持を集め、客数回復の強力なフックとなるなど、新しい挑戦に対し、確かな手応えを感じております。

今後も、私たちが培ってきた品質やサービス、強固な顧客基盤という強みを軸に、経営理念である「持続的な成長をもとに、生活者への小売・サービスを通じてさらなる社会への貢献を目指す」のもと、全社一丸となつてさらなる成長を実現して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。



代表取締役社長 遠藤 泰三

経営理念

持続的な成長をもとに、生活者への小売・サービスを通じてさらなる社会への貢献を目指す

《青山 マインド》 働く人のために働こう

当社の使命と社員の行動原則を《青山 マインド》として整理、グループの活動を一貫したものとしていきたいと考えます。また、《青山 マインド》を基本軸とすることで、会社の発展とともに社会が豊かになり、社員が自信と誇りを感じてほしいと願う指針です。

1. 使命

- ・私たちは、『働く人』を応援します。そして社会を明るく元気にしていきたい、その一翼を担っていくことを使命として参ります。
- ・この使命の下で、『働く人』に愛される商品・サービスの提供とおお客様にご満足いただけるプロの接客を目指して、一人でも多くのファンを増やしていける様、努めて参ります。

2. 行動原則

- (1) お客様目線
- (2) 現場主義
- (3) 品質の追求
- (4) 当事者意識
- (5) チャレンジ精神
- (6) 正々堂々

株主各位

証券コード 8219
2026年6月4日

広島県福山市王子町一丁目3番5号

青山商事株式会社

代表取締役社長 遠藤 泰三

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第62回定時株主総会招集ご通知」及び「第62回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aoyama-syouji.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家向け情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「青山商事」または「コード」に当社証券コード「8219」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



【株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）】

<https://www.soukai-portal.net>

（同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ログインID・パスワードをご入力ください。）

QRコードは議決権行使書用紙に
ございます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2026年6月25日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時** 2026年6月26日（金曜日）午前10時
- 場 所** 広島県福山市王子町一丁目3番5号 青山商事株式会社 本社4階会議室
(末尾の会場ご案内略図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。)
- 目的事項** **報告事項** (1) 第62期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第62期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類もあわせてご送付しております。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。
- 従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・ 事業報告の「主要な営業所及び工場」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。

日時：2026年6月26日（金曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

**議決権
行使期限**

2026年6月25日（木曜日）
午後6時30分到着分まで



インターネット等による議決権行使

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

**議決権
行使期限**

2026年6月25日（木曜日）
午後6時30分まで

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「CJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

○書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。



インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット等による議決権行使期限
2026年6月25日（木）午後6時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への還元を経営の最重要事項のひとつと捉えており、配当金を最優先として株主還元を行うことを基本とし、中期経営計画ごとに設定する方針に基づいた株主還元を行って参ります。

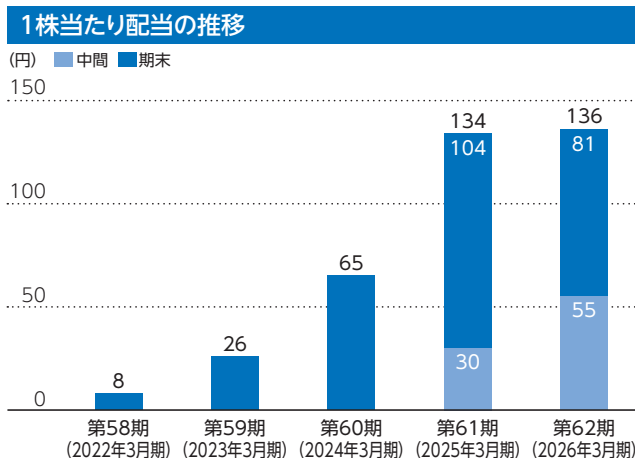
本中期経営計画期間である2025年3月期から2027年3月期における株主還元につきましては、競争力の維持・強化に向けた成長投資を行い、収益力の向上と財務体質の強化に努めながら、株主の皆様に対する積極かつ安定的な利益の還元を実施していくことを基本方針とし、そのうえで、資本コストや株価を意識した経営の実現と企業価値向上に向けた取組みを一層進めていくため、連結における配当性向70%もしくは株主資本配当率(DOE)3%のいずれかが高い方を採用することとしております。

当期の期末配当につきましては、当該方針に基づき算出した金額を上回るものの、普通配当として1株につき81円とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当として1株につき55円をお支払いしておりますので、年間配当は直近の配当予想どおり1株につき136円となります。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類 金銭といたします。
2	株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 81円 その内訳 普通配当 81円 配当総額 3,862,760,886円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2026年6月29日



2 その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、資本政策における機動性の確保を目的として、次のとおり別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額	別途積立金	10,000,000,000円
(2) 増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	10,000,000,000円

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 大北貴氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

また、監査役候補者の選任につきましては、指名諮問委員会の答申を受けたくうえで決定しております。

おお きた たかし
大北 貴

1959年12月29日生

再任

社外監査役

独立役員

略歴及び当社における地位

所有する当社株式の数
一 株

2007年 7月	税務大学校本校総合教育部教授	2018年 7月	広島国税局課税第一部次長
2009年 7月	広島西税務署筆頭副署長	2019年 7月	広島東税務署長
2011年 7月	広島国税局調査査察部統括国税調査官	2020年 7月	退職
2014年 7月	西条税務署長	2020年 8月	税理士登録
2015年 7月	広島国税局調査査察部調査管理課長	2020年 8月	大北貴税理士事務所所長（現任）
2017年 7月	広島国税局課税第一部課税総括課長	2022年 7月	当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

大北貴税理士事務所 所長、(株)オカベ 社外監査役

当社との特別の利害関係

なし

社外監査役候補者とした理由

大北貴氏は税理士であり税務署長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、業務適正及び法令順守における監査を行える人材として、適任と判断しております。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

- (注)
- 候補者 大北貴氏は、社外監査役候補者であります。
 - 当社は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第37条において、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者 大北貴氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結しており、再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。
 - 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - 過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。
 - 大北貴氏は、(株)東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準及び当社が社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準を満たしていることから、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、填補対象となる保険事故は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等となっております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求等については填補されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。候補者が就任した場合は、同保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

■ 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス (予定)

指名・報酬 諮問委員会	氏名	企業経営	小売・営業・ マーケティング	人事・ 人材開発	法務 リスクマネジメント コンプライアンス	財務・会計・ 金融	ESG サステナビリティ
	青山 理	●	●				●
	遠藤 泰三	●	●			●	
●	取 締 役	小川 誠	●	●	●		
●		小林 宏明 (社外)	●			●	
	委員 長	加賀美 由加里 (社外)	●	●			●
●		野上 昌樹 (社外)				●	
	監 査 役	大迫 智一		●		●	
		大北 貴 (社外)				●	
		疋田 鏡子 (社外)				●	●
		中嶋 隆則 (社外)				●	

(注) 上記は、特に専門性を発揮できる分野及び経験をお示しするものであり、対象者の全ての知見を表すものではありません。

■ 社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準

1. 当社グループにおける勤務経験がないこと。
2. 配偶者または二親等以内の親族に、当社グループにおける勤務経験者がいないこと。
3. 以下のような当社に関係する組織に属したことがないこと。
 - (1) 大株主である組織
 - (2) 主要な銀行、証券会社
 - (3) 主要な監査法人、経営コンサルタント、法律事務所等
 - (4) 仕入先メーカー等当社の主要な取引先
 - (5) 当社が主要な取引先である企業、団体
4. 配偶者または二親等以内の親族に、前項3に掲げる組織等に勤務したことがある者がいないこと。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得の改善、各種政策の効果などにより、緩やかな回復傾向にあるものの、中東情勢をはじめとする国際情勢の不安定化や、米国の政策動向の影響、物価高騰による個人消費の冷え込みなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループにおきましては、カード事業、総合リペアサービス事業、フランチャイジー事業が好調に推移した一方で、ビジネスウェア事業が低調に推移したことなどから、当期の当社グループにおける業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
2026年3月期	189,011	10,588	10,919	6,918
2025年3月期	195,714	12,573	12,628	9,397
増減額	△6,703	△1,984	△1,708	△2,479
前期比 (%)	96.6	84.2	86.5	73.6

<事業別の業績>

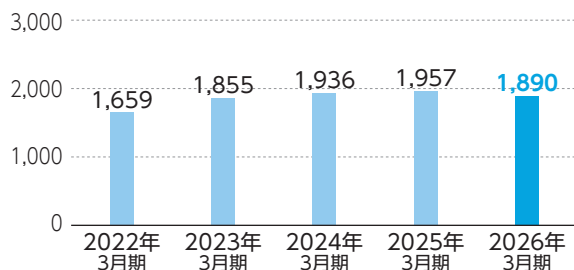
(単位：百万円)

	売上高				セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△))			
	第62期 (当期) 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	第61期 (前期) 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	増減額	前期比 (%)	第62期 (当期) 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	第61期 (前期) 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	増減額	前期比 (%)
ビジネスウェア事業	124,299	133,109	△8,809	93.4	5,183	8,371	△3,188	61.9
カード事業	5,506	5,265	241	104.6	2,424	1,977	446	122.6
印刷・メディア事業	10,806	10,956	△149	98.6	50	△177	228	—
雑貨販売事業	15,268	15,113	154	101.0	155	141	14	110.0
総合リペアサービス事業	14,615	14,130	485	103.4	368	161	207	228.7
フランチャイジー事業	17,545	16,214	1,331	108.2	1,320	1,118	202	118.1
不動産事業	4,507	4,560	△53	98.8	1,101	1,133	△31	97.2
その他	983	1,110	△127	88.5	△107	△284	176	—
調整額	△4,522	△4,746	223	—	90	129	△39	69.8
合計	189,011	195,714	△6,703	96.6	10,588	12,573	△1,984	84.2

(注) 1. セグメント別売上高、セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△)) はセグメント間取引相殺消去前の数値であります。
 2. 従来、当社の店舗用不動産の一部を他社へ賃貸する場合、不動産賃貸収入及び不動産賃貸費用については、「[ビジネスウェア事業] セグメント」に含めて記載しておりましたが、当連結会計年度より「[不動産事業] セグメント」に含めて記載する方法に変更しております。この変更は、店舗用不動産の一部賃貸物件の増加に伴い不動産賃貸収入の増加が見込まれること、また、当社の賃貸用不動産を一元管理、運営する部門において、店舗用不動産の一部賃貸についても収益性を適切に管理することとなったことなどから、各事業実態をより適切に表示するために行ったものであります。なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

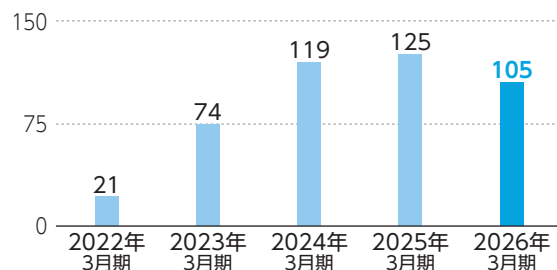
連結売上高

(単位：億円)



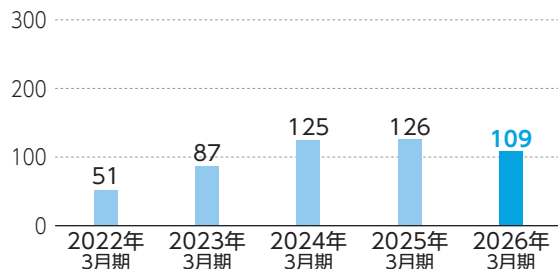
連結営業利益

(単位：億円)



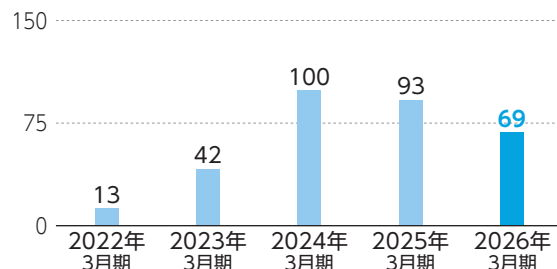
連結経常利益

(単位：億円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



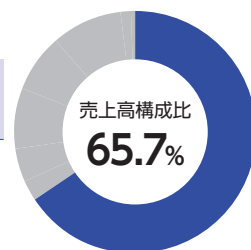
2 事業別の状況

ビジネスウェア事業

青山商事(株)ビジネスウェア事業、ブルーリパース(株)、(株)エム・ディー・エス、(株)栄商、服良(株)、青山洋服商業(上海)有限公司、メルポメンズウェア(株)

当事業の売上高は1,242億99百万円（前期比93.4%）、セグメント利益（営業利益）は51億83百万円（前期比61.9%）となりました。

当事業の中核部門であります青山商事(株)ビジネスウェア事業につきましては、主要アイテムであるメンズスーツ（セットアップスーツ含まず）の販売着数が955千着（前期比91.1%）となったことなどから、既存店売上高は前期比95.8%となりました。想定を上回るスピードで進む市場のカジュアル化や、夏季の記録的な猛暑及びその長期化により、秋冬商品の実売期が後ろ倒しとなり販売期間が限定されたことなどが影響いたしました。しかしながら、各種施策は着実に進んでおりカットソーやポロシャツ、ニットを含むビジネスカジュアル商品が好調に推移し、また2025年11月より販売開始した「みんなのスーツ」が新規顧客層の開拓に寄与いたしました。加えて、商品価格の見直しや値引きの抑制実施、オーダースーツの高付加価値生地やオプションの充実など施策を講じたことにより、メンズスーツ（セットアップスーツ含まず）の平均販売単価は34,917円（前期比102.5%）へと上昇し、売上総利益率も改善いたしました。



■青山商事(株)ビジネスウェア事業
商品別売上高

(単位：百万円)

		前期		当期	
		金額	金額	金額	比較増減
重衣料	スーツ・スリーピース	35,508	33,096		△2,411
	ジャケット	4,221	3,733		△488
	スラックス	4,944	4,364		△580
	コート	2,202	1,967		△235
	フォーマル	17,996	16,752		△1,243
	ベスト	1,238	1,128		△109
軽衣料	シャツ・洋品類	20,584	18,995		△1,588
	カジュアル類	2,962	3,227		265
	その他商品	11,082	10,180		△902
レディース類		22,317	20,922		△1,395
補正加工賃		3,396	3,292		△103
合計		126,454	117,662		△8,792

(注) 1. その他商品は、靴・肌着・雑貨等であります。
2. レディース類には、レディーススーツやレディースフォーマル、レディース洋品類、パンプス等が含まれております。

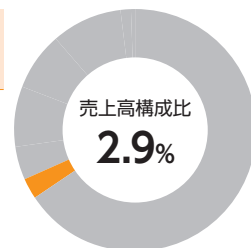
カード事業

(株)青山キャピタル

当事業につきましては、各種施策やキャッシュレス決済サービス「AOYAMA Pay」の導入などにより、ショッピング取扱高が増加いたしました。さらに、事務委託料を中心に、販売費及び一般管理費が減少したことから、売上高は55億6百万円（前期比104.6%）、セグメント利益（営業利益）は24億24百万円（前期比122.6%）となりました。

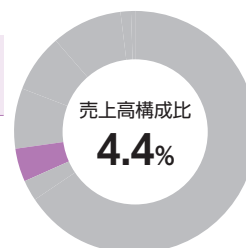
なお、資金につきましては、親会社であります青山商事(株)等からの借入と社債の発行により調達しております。

また、2026年2月末の有効会員数は379万人であります。



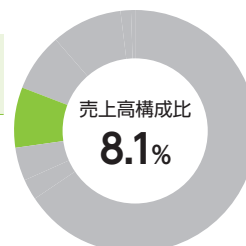
印刷・メディア事業 | (株)アスコ

当事業につきましては、既存取引先の印刷・DM受注に係る売上高が減少した一方、デジタル販促物や付加価値の高いデバイス関連売上が増加したことなどから、売上高は108億6百万円（前期比98.6%）、セグメント利益（営業利益）は50百万円（前期はセグメント損失（営業損失）1億77百万円）となりました。



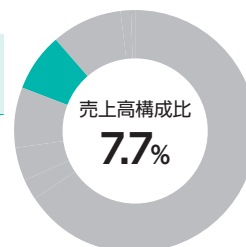
雑貨販売事業 | (株)青五

当事業につきましては、店舗改装が集客増加に寄与したことに加え、セルフレジ導入やパートナー主導店舗の拡充によるローコスト運営に努めたことなどから、売上高は152億68百万円（前期比101.0%）、セグメント利益（営業利益）は1億55百万円（前期比110.0%）となりました。なお、2026年2月末の店舗数は100店舗であります。



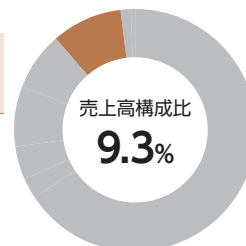
総合リペアサービス事業 | ミニット・アジア・パシフィック(株)

当事業につきましては、スーツケース修理などの成長サービスの強化や、靴修理価格の見直しの実施により、売上高が伸長したことに加え、利益率重視の店舗運営を推進したことなどから、売上高は146億15百万円（前期比103.4%）、セグメント利益（営業利益）は3億68百万円（前期比228.7%）となりました。



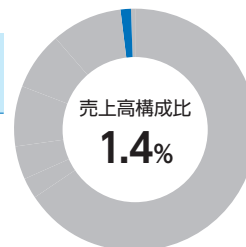
フランチャイジー事業 | (株)glob

当事業につきましては、主力業態である「焼肉きんぐ」を中心とした既存の事業が好調に推移いたしました。さらに、本格イタリアンのファミリーレストラン「PISOLA」や、マシンピラティス専門店「WECLE」の展開も開始し、事業拡大を順調に進めたことなどから、売上高は175億45百万円（前期比108.2%）、セグメント利益（営業利益）は13億20百万円（前期比118.1%）となりました。



不動産事業 | 青山商事(株)不動産事業

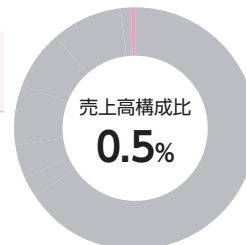
当事業につきましては、売上高は45億7百万円（前期比98.8%）、セグメント利益（営業利益）は11億1百万円（前期比97.2%）となりました。



その他 | (株)カスタムライフ、(株)WTW

その他の事業につきましては、売上高は9億83百万円（前期比88.5%）、セグメント損失（営業損失）は1億7百万円（前期はセグメント損失（営業損失）2億84百万円）となりました。

なお、資本収益性の観点から事業ポートフォリオの最適化を進めていく中、2026年3月31日付で(株)WTWを解散いたしました。



3 設備投資の状況

当連結会計年度における主な事業の設備投資の総額は98億55百万円であります。
事業別の設備投資金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

事業名	設備投資金額	主な内容
ビジネスウェア事業	4,214	新店舗の出店及び既存店舗の修繕並びにシステム投資等
カード事業	19	カード業務に係るシステム投資等
印刷・メディア事業	271	生産体制の拡充を図るための投資
雑貨販売事業	138	既存店舗の修繕等
総合リペアサービス事業	4,275	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
フランチャイズ事業	833	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
不動産事業	34	転貸店舗の修繕等
その他	68	WEBメディア事業に係るシステム投資等
合計	9,855	

なお、当連結会計年度中において、新たに店出、移転等を行った店舗は以下のとおりであります。

事業名	会社名	業態名	出店	移転・建替	閉店	
ビジネスウェア事業	青山商事(株)	洋服の青山	2	4	7	
		スーツスクエア	0	1	7	
		ユニバーサル ランゲージ メジャーズ	0	0	2	
	青山洋服商業(上海)有限公司	洋服の青山	0	0	6	
	メルボメンズウェア(株)	麻布テーラー	2	1	0	
	計		4	6	22	
雑貨販売事業	(株)青五	ダイソー	0	0	1	
	計		0	0	1	
総合リペアサービス事業	ミニット・アジア・パシフィック(株)	ミスターミニット	日本	7	0	13
			オセアニア(オーストラリア、ニュージーランド)	9	0	7
			その他(シンガポール、マレーシア)	1	0	0
	計		17	0	20	
フランチャイズ事業	(株)glob	焼肉きんぐ	1	0	0	
		ゆず庵	0	0	0	
		PISOLA	1	0	0	
		セカンドストリート	2	0	0	
		エニタイムフィットネス	2	0	0	
	WEACLE	2	0	0		
計		8	0	0		
その他	(株)WTW	ダブルティー	0	0	8	
	計		0	0	8	

(注)「ユニバーサル ランゲージ メジャーズ」には「ユニバーサル ランゲージ」を含んでおります。

4 資金調達の状況

該当事項はありません。

5 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

9 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	期 別	第59期 (2023年3月期)	第60期 (2024年3月期)	第61期 (2025年3月期)	第62期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上	高	185,580	193,687	195,714	189,011
営 業 利 益		7,473	11,918	12,573	10,588
経 常 利 益		8,734	12,503	12,628	10,919
親会社株主に帰属する当期純利益		4,278	10,089	9,397	6,918
1株当たり当期純利益		28円62銭	67円46銭	63円44銭	47円95銭
総 資 産		336,244	335,597	318,404	306,096
純 資 産		170,029	180,877	181,488	180,853

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第59期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 第60期より、表示方法の変更を行っており、第59期に係る各数値については、変更の内容を反映させた組替え後の数値となっております。

4. 第61期より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を適用しております。

第59期 行動制限や外出制限につながる規制が緩和され、主にビジネスウェア事業においてオケーション需要が回復したことなどから、増収増益となりました。

第60期 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行され、社会経済活動の正常化が進んだことなどから、増収増益となりました。

第61期 雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり緩やかな回復が続くことが期待される中、ビジネスウェア事業やフランチャイジー事業が堅調に推移した一方、前期に計上した法人税等調整額の影響が当期は軽微であったことなどから、増収減益となりました。

第62期 (当連結会計年度)

第62期につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 **1** 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	期 別	第59期 (2023年3月期)	第60期 (2024年3月期)	第61期 (2025年3月期)	第62期 (当期) (2026年3月期)
売	上	124,211	129,903	131,015	122,169
営	業	3,893	7,780	8,826	5,501
経	常	5,290	9,013	9,842	7,439
当	期	2,311	7,651	8,452	5,122
1	株	15円46銭	51円15銭	57円06銭	35円50銭
総	資	242,498	242,109	234,901	215,718
純	資	146,190	153,670	152,913	148,149

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第59期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第60期より、表示方法の変更を行っており、第59期に係る各数値については、変更の内容を反映させた組替え後の数値となっております。
4. 第61期より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を適用しております。

10 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

(単位：百万円、%)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)青山キャピタル	5,000	100.0	カード事業
(株)エム・ディー・エス	50	100.0	店舗の企画・設計
(株)栄商	40	100.0	衣料用付属品の販売
ブルーリバーズ(株)	10	100.0	縫製加工業
青山洋服商業（上海）有限公司	30,000千円	100.0	中国におけるビジネスウェアの販売
服良(株)	90	100.0	スーツ等の製造・販売
上海服良時装有限公司	23,477千円	100.0 (100.0)	スーツ等の製造受託
上海服良国際貿易有限公司	1,156千円	100.0 (100.0)	スーツ等の協力工場の統括
上海服良工貿有限公司	500千円	100.0 (100.0)	スーツ等の販売
PT.FUKURYO INDONESIA	76,840百万ルピア	90.0 (90.0)	スーツ等の製造
メルボメンズウェア(株)	50	100.0	スーツ等の販売
メルボ紳士服工業(株)	90	100.0 (100.0)	スーツ等の製造受託
(株)glob	10	100.0	フランチャイジー事業
ミニット・アジア・パシフィック(株)	100	100.0	靴修理等サービスの提供
Minit Oceania and S.E.A. Pte.Ltd.	51,327千SG\$	100.0 (100.0)	オセアニア、東南アジアの「ミスターミニット」の地域統括
Minit Australia Pty Limited	11,369千AS\$	100.0 (100.0)	オーストラリアの消費者への靴修理等サービスの提供
Minit New Zealand Limited	50千NZ\$	100.0 (100.0)	ニュージーランドの消費者への靴修理等サービスの提供
Mister Minit (Singapore) Pte.Ltd.	4,476千SG\$	100.0 (100.0)	東南アジア諸国の消費者への靴修理等サービスの提供
(株)カスタムライフ	6	100.0	Webメディア事業
(株)WTW	10	100.0	雑貨・インテリア等の販売
(株)アスコ	720	56.1	印刷・メディア事業
(株)青五	200	40.0 [25.0]	雑貨販売事業

- (注) 1. 当社の出資比率の () 書は、間接所有割合で内数を記載しております。
 2. 当社の出資比率の [] 書は、緊密な者等の所有割合で外数を記載しております。
 3. (株)WTWは、2026年3月31日をもって解散いたしました。

11 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社23社及び非連結子会社9社により構成され、ビジネスウェア事業、カード事業、印刷・メディア事業、雑貨販売事業、総合リペアサービス事業、フランチャイジー事業及び不動産事業の7事業の他、Webメディア事業等を行っております。

ビジネスウェア事業



青山商事(株)ビジネスウェア事業は、国内一般消費者に対しメンズやレディースのビジネスウェア及び関連洋品の販売を行っており、ブルーリバース(株)には、既製服の補正加工を委託しております。また、(株)エム・ディー・エスは店内外演出物の企画を、(株)栄商はハンガー・テラーバッグといった販売消耗品及び景品の企画を行っております。服良(株)は、メンズスーツ等を中国子会社である上海服良時装有限公司、上海服良国際貿易有限公司及び上海服良工贸有限公司、インドネシア子会社であるPT.FUKURYO INDONESIAに発注し、青山商事(株)等へ供給しております。青山洋服商業(上海)有限公司は、中国の一般消費者に対しメンズのビジネスウェア及び関連洋品の販売を行っております。メルボメンズウェア(株)は、国内一般消費者に対しメンズのビジネスウェア及び関連洋品の販売を行っております。

カード事業



(株)青山キャピタルが、主にクレジットカード事業を行っております。

印刷・メディア事業



(株)アスコンが、全国の流通小売業を中心顧客に、販促支援企業として多様なサービスを提供しております。

雑貨販売事業



(株)青五が、(株)大創産業と販売代理店契約を締結し、100円ショップ「ダイソー」を展開しております。

総合リペアサービス事業



ミニット・アジア・パシフィック(株)が、日本、オーストラリア及びニュージーランドを中心としたアジア太平洋地域において、「ミスターミニット」の統一ブランドのもと、消費者に向けた靴修理、鍵複製などの各種サービスを行っております。

フランチャイジー事業



(株)globが、(株)物語コーポレーションが運営する「焼肉ぎんぐ」及び「ゆず庵」、(株)ピソラが運営する「PISOLA」、(株)ゲオが運営する「セカンドストリート」、(株)Fast Fitness Japanが運営する「エニタイムフィットネス」、(株)nobitelが運営する「WECLE」のFC店舗を展開しております。

不動産事業

青山商事(株)不動産事業は、所有不動産及び賃貸借不動産の総合管理、転貸借に関する事業を行っております。

その他

(株)カスタムライフは、Webメディア事業を展開しております。(株)W T Wは、雑貨・インテリアを取扱う「W T W」を展開しております。なお、資本収益性の観点から事業ポートフォリオの最適化を進めていく中、2026年3月31日付で(株)W T Wを解散いたしました。

12 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末
6,666名 (3,566名)	6,561名 (3,713名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の()は、臨時従業員の期末における8時間換算による雇用人員であり、外数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,991名	62名増	38.0歳	14.5年

13 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
(株)三井住友銀行	22,800
(株)みずほ銀行	18,600
(株)もみじ銀行	13,000

14 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

15 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、雇用や所得の改善、各種政策の効果などにより、緩やかな回復傾向にあるものの、中東情勢をはじめとする国際情勢の不安定化や、米国の政策動向の影響、物価高騰による個人消費の冷え込みなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社は、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画に基づき、連結売上高2,100億円、連結営業利益170億円、親会社株主に帰属する当期純利益126億円の達成を目指し、既存店の収益改善やシェア拡大、ガバナンス強化など下記5つの基本戦略を推進して参りました。

[5つの基本戦略]

- ①ビジネスウェア事業 既存店の収益力の維持・向上
- ②ビジネスウェア事業 新規出店によるシェア拡大
- ③利益重視経営の推進
- ④グループガバナンスの強化
- ⑤サステナビリティへの取組み

しかしながら、想定を上回るスピードで市場のカジュアル化が進んだ結果、客数の減少が大きな経営課題となっております。この状況を打破するため、「みんなのスーツ」をはじめ、シャツ、パンツ、靴、ブラウスなど関連アイテムを含めた「みんなのシリーズ」を軸に、新たな顧客接点を創出できるようブランディングを強化するとともに、変化する顧客ニーズへ迅速に対応し、持続的な成長を実現して参ります。

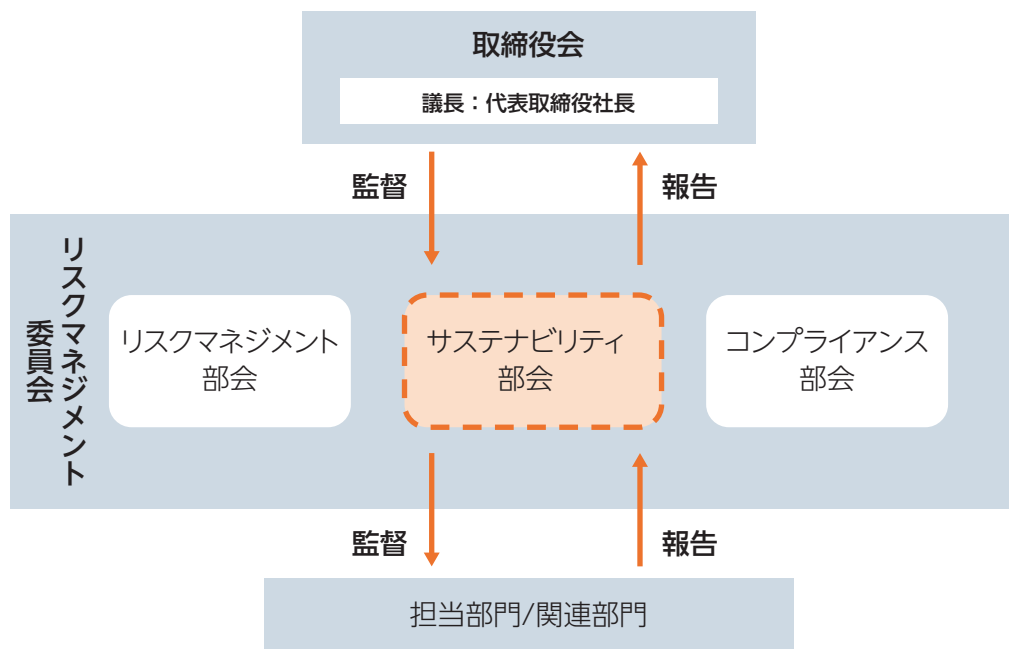
株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

＜サステナビリティ方針＞

当社は、「持続的な成長をもとに、生活者への小売・サービスを通じてさらなる社会への貢献を目指す」というグループ経営理念のもと、青山マインド「働く人のために働こう」を基本軸とした「使命と行動原則」に基づき、お客さまを始めとしたすべてのステークホルダーとともに、社会との共通価値を創造し、持続可能な社会の実現を目指して参ります。

当社におけるサステナビリティ推進は、2023年4月に設置されたサステナビリティ部会を中心に行っています。本部会は、リスクマネジメント委員会内に設置された部会の一つであり、全社横断的なESG・サステナビリティ経営の推進と企業価値の向上を目的としています。

■ ESG・サステナビリティ推進体制






<青山商事グループのマテリアリティ>

青山商事グループは、国際的なサステナビリティ情報開示の流れに適合した情報開示を行うこと、及び、経営とサステナビリティの統合を進め、中期経営計画と一体となったサステナビリティ活動の推進に繋げることを目的に、2025年3月期にサステナビリティに関わる影響評価を実施した上で、マテリアリティ（重要課題）を特定し、当社の取締役会の承認を得ています。

■青山商事グループのマテリアリティ

マテリアリティ（重要課題）		関連するSDGs							
スマート/サステナブル消費への対応	環境、社会に配慮した商品・事業	12 つくる責任 つかう責任	15 陸の豊かさも 守ろう						
	事業変革と収益力の向上								
適正な労働慣行と人権の尊重	人権経営の推進	3 すべての人に 健康と福祉を	8 働きがいも 経済成長も	10 人や国の不平等 をなくそう					
									
キャリア育成とモチベーションの向上	人的資本経営、ダイバーシティ&インクルージョンの推進	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も					
									
サプライチェーンの人権尊重	人権デューデリジエンスの推進	1 貧困を なくそう	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も	10 人や国の不平等 をなくそう	12 つくる責任 つかう責任	
	サプライチェーンマネジメントの強化								
脱炭素社会と循環型社会への適応	2050年カーボンニュートラル宣言への取組み	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう		
	ネイチャーポジティブに向けた取組み								
地域コミュニティとの共生	事業を通じた地域活性化への貢献	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナリシップで 目標を達成しよう			
	災害支援、地域支援								
経営のレジリエンス向上	グループガバナンスの強化	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう						
	サステナビリティへの取組み								

<マテリアリティ（重要課題）に関する主な施策及び指標・目標>

マテリアリティ（重要課題）		主な施策	指標・目標
<p>脱炭素社会と循環型社会への適応</p> 	<p>2050年カーボンニュートラル宣言への取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ推進、再生可能エネルギー導入拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出量削減 [長期目標] 2050年 カーボンニュートラル宣言（単体 Scope1+2） / 2050年 再生可能エネルギー導入率100% [中期目標] 2030年 CO2排出量66%削減（2013年度対比） / 2030年 再生可能エネルギー導入率 34% [3ヶ年目標] 2026年 CO2排出量59%削減（2013年度対比） / 2026年 再生可能エネルギー導入率18%以上 ・CDP評価 ・グリーン購入比率 ・非化石証書導入率
	<p>ネイチャーポジティブに向けた取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染防止 ・資源利用、廃棄物の削減 ・動物福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の環境配慮に関する認証 ・製品のリサイクル率
<p>適正な労働慣行と人権の尊重</p> 	<p>人権経営の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの防止 ・適正な雇用 ・従業員のインセンティブの向上 ・労働安全衛生 ・外部通報窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報・相談件数 ・従業員エンゲージメント調査
<p>キャリア育成とモチベーションの向上</p> 	<p>人的資本経営、ダイバーシティ&インクルージョンの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事、育児、介護の両立支援 ・多様性への対応 ・従業員エンゲージメントの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職比率12.5%以上（2026年度迄） ・男性育児休業取得率60%以上（2026年度迄） ・従業員エンゲージメント調査
<p>サプライチェーンの人権尊重</p> 	<p>人権デューデリジェンスの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーンへの人権デューデリジェンスの展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権インパクトアセスメントの実施（カントリーリスクが高い生産国で年1回工場実施）
	<p>サプライチェーンマネジメントの強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Sedex登録の推進と透明性確保 ・人権、労働安全衛生、環境対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・Sedex登録工場32工場以上（2026年度迄） ・Sedex登録工場を通じた調達数割合 33%以上/調達金額割合 62%以上（2026年度迄）

※ 環境及び人権に係る指標・目標一部抜粋

■ 社外からの認定・評価



CDPスコア「Aリスト」
選定



FTSE Blossom
Japan Index

FTSE Blossom Japan
Index 選定



FTSE Blossom
Japan Sector
Relative Index

FTSE Blossom Japan
Sector Relative Index
選定

2025 CONSTITUENT MSCI日本株
ESGセレクト・リーダーズ指数



MSCI日本株ESG
セレクト・リーダーズ
指数 選定

S&P/JPX カーボン・
エフィシエント
指数 選定



Sompo Sustainability Index

Sompo Sustainability
Index 選定



プラチナ くるみん
認定



えるぼし (2段階目)
認定



健康経営優良法人
認定



PRIDE指標「ブロンズ」
認定

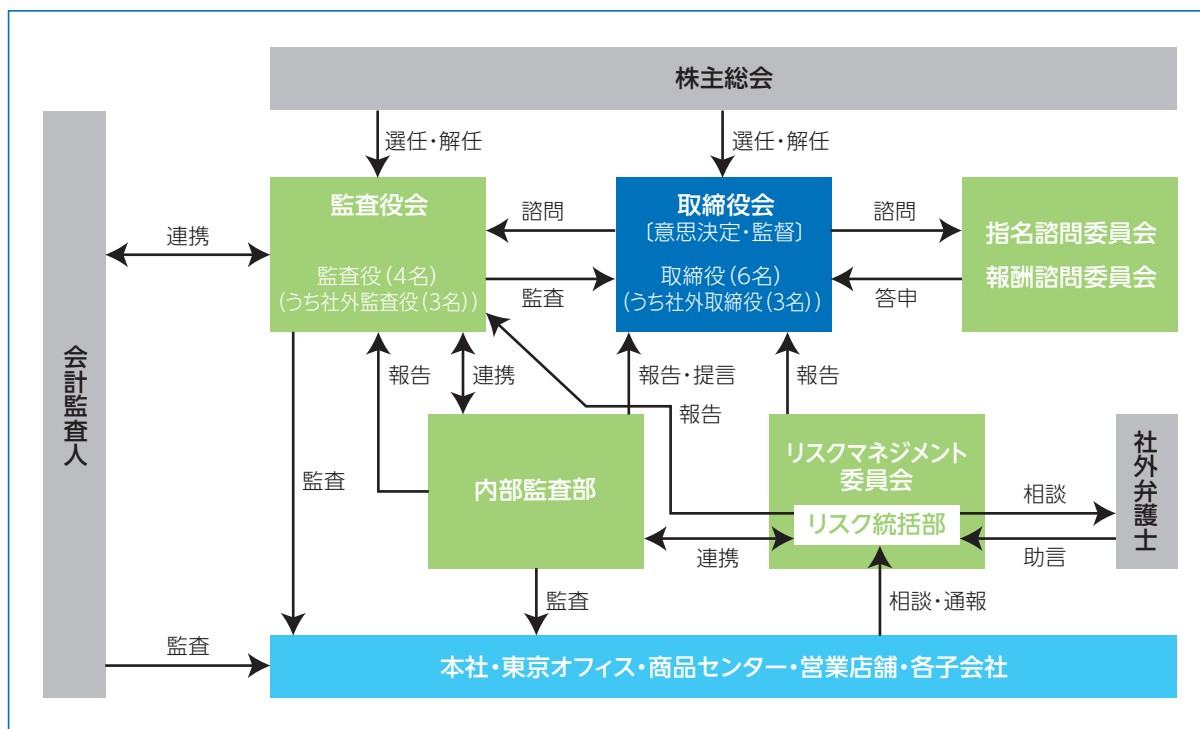
2. コーポレート・ガバナンスに対する考え方及び体制

1 コーポレート・ガバナンスの考え方・基本方針

当社は、企業倫理の重要性を認識し、かつ経営の健全性向上を図り、株主価値を重視した経営を展開すべきと考えております。また、企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、持続的な企業価値向上を実現するために、意思決定及び業務執行並びにそれらの監督を適正に行える体制を構築し、経営の適法性、効率性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に主眼を置いた経営を目標としております。

2 コーポレート・ガバナンスの体制と運営 (2026年3月31日現在)

当社の業務執行の体制と内部統制システムの概要は下図のとおりであります。



3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の社会的責任及び企業倫理を遵守すべく、取締役及び執行役員、従業員が法令及び社会通念等を遵守した行動を取るための行動規範として、「コンプライアンス規程」及びマニュアルを制定し周知徹底させる。
- ② 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会内にコンプライアンス部会を設置し、企業活動における法令遵守、コンプライアンスに係る諸問題に対応する。
- ③ 取締役及び執行役員、従業員が、企業倫理もしくは法令遵守上疑義ある行為等について、情報提供を行う手段としてグループ内に内部通報制度を設け、不正行為等の早期発見、是正に努める。
- ④ 内部監査部門として、社長直轄の内部監査部が内部監査を実施する。
- ⑤ 当社は、暴力団排除条例に基づき、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長及び経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しない。万一、反社会的勢力及び団体から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、弁護士や警察と連携し毅然とした対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る報告等は、社内規則「文書管理規程」に基づき、担当部署が保存及び管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動全般にわたり生じる様々なリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析やその対応策の検討を行い、必要に応じて役員会、取締役会において審議する。
- ② 業務運営上のリスクについては、リスクの洗出しを行い、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針と対策の決定、実行、モニタリングを行い、適切にリスク管理を行う。個人情報に関しては、情報セキュリティ推進室及び個人情報管理室を設置するとともに情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を制定し、個人情報管理責任者を設け、マニュアルの更新、社内教育の徹底とともに情報システムを含めた社内管理体制を強化する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営と執行の分離を進めるために執行役員制度を導入し、執行役員には責任と権限を大幅に委譲することで、迅速な意思決定と業務執行を行う。
- ② 取締役会は、法令、定款に定められた事項及び経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うことを目的に原則月2回開催する。
- ③ 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を取締役会等で、定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督する。
- ④ 業務執行に関する重要事項及び取締役会の付議事項の審議機関として、執行役員（業務執行取締役含む）及び常勤監査役で構成する役員会を原則毎週1回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化並びに意思決定の迅速化を図る。
- ⑤ 「職務分掌権限規程」に基づき、効率的な業務執行を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を重んじつつ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制、並びに損失の危機の管理体制を確保するため、取締役もしくは監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
- 2 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項について、審議するものとする。また、子会社の業務執行状況、財務状況等について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- 3 リスクマネジメント委員会内のコンプライアンス部会に、各子会社のメンバーが参加し、グループ内の業務活動が適正かつ効率的に行われているかチェックする。
- 4 内部監査部門は、各子会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- 1 当社は、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議するものとする。
- 2 当該従業員の人事異動等に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1 当社の取締役及び執行役員、従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または、取締役及び執行役員、従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告を行う。また、その他の重要な事項について、りん議書もしくは報告書を常勤監査役へ回付する。
- 2 監査役は、原則、役員会やリスクマネジメント委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について、当社の取締役及び従業員より、報告を受けるものとする。
- 3 子会社の取締役及び執行役員、従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または、子会社の取締役及び執行役員、従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに当該主管部門に報告を行う。当該主管部門は、その内容を当社の監査役に報告する。
- 4 監査役は、当社の監査部門の監査報告会等に参加し、子会社におけるリスク管理状況等について報告を受ける。
- 5 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社及び子会社の取締役及び従業員に求めることができる。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社において、監査役への上記(7)の報告を行った当社グループの取締役及び執行役員、従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び執行役員、従業員に周知徹底する。

(9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

- 1 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 2 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 監査役職務の執行機能の向上のために、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保する。
- 2 取締役は、監査役職務に対する理解を深め、監査役職務の執行環境を整備するよう努める。
- 3 監査役は、取締役職務の執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合をもち、意見交換をする。
- 4 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規則の周知徹底や社内研修による教育を実施するとともに、リスクマネジメント委員会内のコンプライアンス部会の活動を通じて、当社及び子会社から成る企業集団のコンプライアンス意識の浸透に努めるほか、グループ内に内部通報制度を設け、不適切な事象の早期発見、早期是正に取組んでおり、中立・公正な対応、専門性の高い対応、企業の透明性及び信頼性の向上のため、社外に匿名性の高い内部通報窓口を設定している。また、内部監査部による内部監査体制の強化を図っている。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局に保存されている。また、りん議書についても、「文書管理規程」に基づき、各担当部署に保存されている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクについては、その重要性に応じて、取締役会及び役員会にて審議を行い、案件に応じて都度、必要なリスクへの手当てを講じている。また、当社及び子会社から成る企業集団において中長期的に事業活動に大きな影響を与える可能性のあるリスクについては、リスクマネジメント委員会内のリスクマネジメント部会において協議・選出し、取締役会で審議している。

業務管理上のリスクについては、リスクの未然防止、極小化のためにリスクマネジメントプログラムを策定し、適切にリスク管理を行っている。

企業集団のリスクを総括的に管理すべく、リスクの可視化及び組織体制、各規程の整備等を行い、さらなるリスク管理体制の高度化を図っている。

また、不測の事態に備え、BCP（事業継続計画）の継続的な更新及び演習を通じて、対応体制を整備している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会、役員会は月次業績のレビューと改善策の実施を行うとともに、目的に沿って円滑に運営している。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

リスク統括部により、当社及び子会社から成る企業集団のリスク管理体制作りを進めており、潜在リスクの把握と対策に努めている。また、内部監査部による内部監査体制の強化を図り、企業集団の業務状況について、定期的に監査を行うとともに、監査結果については、取締役会に定期的に報告している。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の要求する適切な能力、知見を有する内部監査部の担当者が、監査役の補佐にあたっている。

(7) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

グループ内に内部通報制度の周知を図り、当社及び子会社から成る企業集団に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるときは、速やかに監査役に報告する体制、並びにリスク統括部及び内部監査部から、企業集団のリスク管理状況について定期的な報告を受ける体制を構築、運用している。また、監査役は、役員会やリスクマネジメント委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等についての報告を受け、適宜、積極的な発言が行われている。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に則り、当該報告を行ったことを理由とした当該報告者に対する不利な取扱いを禁止している旨を周知徹底している。

(9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために、監査役職務の執行上必要と見込まれる費用について、予め予算計上している。

緊急または臨時に発生した費用についても、必要と認められた場合速やかに当該費用を処理している。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社の独立性基準に基づき、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保しており、また、各部門は監査役による往査に協力し、会計監査人や内部監査部も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役往査の実効性向上に努めている。

3. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 174,641,100株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 50,394,016株 |
| (3) 1単元の株式の数 | 100株 |
| (4) 株主数 | 48,901名 (前期末比 16,438名増) |
| (5) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	7,391 ^{千株}	15.50 [%]
(株)HK	3,818	8.01
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	2,048	4.30
青山 理	1,531	3.21
星野商事(株)	1,001	2.10
(有)青山物産	1,000	2.10
青山商事(株) 社員持株会	653	1.37
J P MORGAN CHASE BANK 385781	605	1.27
(株)三井住友銀行	600	1.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	544	1.14

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。
3. 当社は、自己株式2,705,610株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
4. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
発行可能株式総数、発行済株式の総数、持株数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるとともに、信託スキームと譲渡制限付株式スキームで得られるメリットを活用することを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式を割り当てる、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT-RS)」を導入しております。

当事業年度においては、取締役3名（社外取締役除く。）に対し、12,777株交付しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

(自己株式取得)

当社は、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施いたしました。当事業年度に取得した株式の総数は1,244,000株、株式の取得価額の総額は2,999,775,600円であります。

(株式分割)

当社は、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行い、あわせて、発行可能株式総数について当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は523,923,300株に、発行済株式の総数は151,182,048株となっております。

4. 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

3 当事業年度中に従業員等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	あお やま おさむ 青山 理	(有)青山物産 代表取締役 (株)青山キャピタル 取締役会長 (株)青五 取締役 (株)エム・ディー・エス 取締役 (株)glob 取締役 (株)栄商 監査役
代表取締役社長 (執行役員社長) 兼OMOリテール本部長	えん どう たい ぞう 遠藤 泰三	
取締役 (専務執行役員)	お がわ まこと 小川 誠	(株)WTW 取締役
取締役	こ ばやし ひろ あき 小林 宏明	日東製網(株) 代表取締役 日本ターニング(株) 代表取締役 ダイキョーニシカワ(株) 社外取締役
取締役	か がみ ゆかり 加賀美 由加里	(株)KACOオフィス 代表取締役
取締役	の がみ まさ き 野上 昌樹	弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所 社員 (株)日進製作所グループ 社外監査役 センコー・プライベートリート投資法人 監督役員
常任監査役 (常勤)	おお さこ とも かず 大迫 智一	(株)青山キャピタル 監査役 (株)アスコン 監査役
監査役	おお きた たかし 大北 貴	税理士 大北貴税理士事務所 所長 (株)オカベ 社外監査役
監査役	ひき た きょう こ 足田 鏡子	公認会計士 足田公認会計士事務所 所長 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 ユニソルホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) 日本公認会計士協会 常務理事 (株)PALTAC 社外監査役
監査役	なか じま たか のり 中嶋 隆則	弁護士 弁護士法人北浜法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 岡野 真二、山根 康一及び渡邊 徹の3氏は、2025年6月26日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 監査役 野上 昌樹氏は、2025年6月26日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役 小林 宏明、加賀美 由加里及び野上 昌樹の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、小林 宏明及び野上 昌樹の両氏は(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 取締役 小林 宏明氏は、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、また、製造業を中心とする会社を経営されているため、当社と異なった視点から経営の監視、監督を遂行できる十分な見識を有するものであります。
5. 取締役 加賀美 由加里氏は、長年ファッションアパレル企業経営のほか、女性活躍、ダイバーシティ推進をはじめとしたSDGsへの取組等に関する豊富な経験と幅広い知見を有するものであります。
6. 取締役 野上 昌樹氏は、弁護士として長年の経験を有し企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有するものであります。
7. 監査役 大北 貴、疋田 鏡子及び中嶋 隆則の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であるとともに、(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
8. 監査役 大北 貴氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役 疋田 鏡子氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 監査役 中嶋 隆則氏は、弁護士として長年の経験を有し企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有するものであります。
11. (株)WTWは、2026年3月31日をもって解散いたしました。
12. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、填補対象となる保険事故は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等となっております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求等については填補されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。
13. 当社は、2005年6月29日より執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	いしづか まさあき 石 塚 正 明	D X戦略本部長
執 行 役 員	やまもと たつ のり 山 本 龍 典	商品本部長
執 行 役 員	おくしま けんじ 奥 島 賢 二	リスク統括部長
執 行 役 員	こしま ひでゆき 小 嶋 英 幸	人事戦略本部長兼人材開発部長
執 行 役 員	すぎの まさのり 杉 野 正 則	法人・不動産本部長
執 行 役 員	おかもと ひろし 岡 本 博	OMOリテール副本部長兼マーケティング部長
執 行 役 員	みどりかわ あきお 緑 川 暁 生	OMOリテール副本部長兼リテール第一部長
執 行 役 員	はせべ みちたけ 長谷部 道 丈	E S G推進・コーポレート本部長兼総務部長
執 行 役 員	おぐら まこと 小 椋 信	総合企画部長

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 基本方針

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、下記の報酬方針に基づき設定・運用するものとしたします。

【報酬方針】

- 業績向上を図り、継続的な企業価値向上につながる報酬制度であること。
- 株主と利害を共有できる報酬制度であること。
- 報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高い報酬制度であること。
- 個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に加えて世間水準及び当社の業績・財務状況を踏まえた適正な水準とすること。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役並びに監査役については基本報酬のみとする。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものとしたします。

③ 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い、連結営業利益の対前年度比成長率、連結当期純利益の目標値に対する達成度合い、及び個人評価に応じて算出された額を業績報酬として、12で除した額を毎月支給いたします。

目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとしたします。

非金銭報酬は、株式給付信託（BBT-RS）を用いた株式報酬であります。

④ 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしながら、報酬諮問委員会において審議を行います。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとしたします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝63：27：10としたします（目標を100%達成の場合）。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

定時株主総会終了後の報酬諮問委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し、取締役の報酬総額を決定するとともに、個人別の報酬額について代表取締役社長に一任することを決定いたします。代表取締役社長は一任決議を受け、個人別の基本報酬の額、業績報酬の額、株式報酬の交付株式数を決定いたします。

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長 遠藤 泰三が取締役の個人別の報酬額を決定しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を当社において最も熟知し、総合的に報酬額を決定できると判断したためであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の支給限度額は、2006年6月29日開催の第42回定時株主総会において、年額6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査役の支給限度額は、1993年6月29日開催の第29回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

取締役及び監査役の退職慰労金については、2006年6月29日開催の第42回定時株主総会にて制度を廃止しております。

2021年6月29日開催の第57回定時株主総会において、上記取締役の支給限度額の範囲内で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、金銭報酬債権を付与することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。

2024年6月27日開催の第60回定時株主総会において、上記取締役の支給限度額の範囲とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、1事業年度当たり120,000ポイント（1ポイント当たり当社株式1株に換算）を上限として付与する株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」を導入することを決議いただいております。なお、当該株式報酬制度の導入により、上記譲渡制限付株式報酬制度を廃止しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	205 (30)	163 (30)	23 (—)	19 (—)	9 (4)
監査役（うち社外監査役）	38 (18)	38 (18)	— (—)	— (—)	5 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬の内容は、(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。なお、前連結会計年度の連結営業利益は125億73百万円、連結当期純利益は93億97百万円、当連結会計年度は連結営業利益105億88百万円、連結当期純利益は69億18百万円であります。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬及び株式給付信託（BBT-RS）を用いた株式報酬として、当事業年度に費用計上した額であります。当該株式の交付状況は、3.会社の株式に関する事項（6）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記の員数には、2025年6月26日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び社外監査役1名を含んでおります。

4 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

役職	氏名	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	小林 宏明	日東製網(株) 代表取締役	当社と日東製網(株)、日本ターニング(株)及びダイキョーニシカワ(株)との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		日本ターニング(株) 代表取締役	
		ダイキョーニシカワ(株) 社外取締役	
社外取締役	加賀美 由加里	(株)KACOオフィス 代表取締役	当社と(株)KACOオフィスとの間に重要な取引、その他の関係はありません。
社外取締役	野上 昌樹	弁護士法人大江橋法律事務所 社員	当社と弁護士法人大江橋法律事務所、(株)日進製作所グループ及びセンコー・プライベートリート投資法人との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		(株)日進製作所グループ 社外監査役	
		センコー・プライベートリート投資法人 監督役員	
社外監査役	大北 貴	大北貴税理士事務所 所長	当社と大北貴税理士事務所及び(株)オカベとの間に重要な取引、その他の関係はありません。
		(株)オカベ 社外監査役	
社外監査役	疋田 鏡子	疋田公認会計士事務所 所長	当社と疋田公認会計士事務所、関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 ユニソルホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) 日本公認会計士協会 常務理事 (株)PALTAC 社外監査役
		関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授	
		ユニソルホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員)	
		日本公認会計士協会 常務理事	
社外監査役	中嶋 隆則	弁護士法人北浜法律事務所 パートナー	当社と弁護士法人北浜法律事務所との間に重要な取引、その他の関係はありません

(2) 当社または特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 事業年度における主な活動状況

役職	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
社外取締役	小林 宏明	24回中24回	—	取締役会において、主に経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役	加賀美 由加里	24回中23回	—	取締役会において、長年ファッションアパレル企業経営のほか、女性活躍、ダイバーシティ推進をはじめとしたSDGsへの取組等に関する豊富な経験と幅広い知見から適宜発言を行っております。
社外取締役	野上 昌樹	24回中24回	3回中3回	取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を務めております。
社外監査役	大北 貴	24回中24回	13回中13回	取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	疋田 鏡子	24回中23回	13回中13回	取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	中嶋 隆則	19回中19回	10回中10回	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 1. 社外取締役 野上 昌樹氏は、2025年6月26日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役になりに選任され、就任いたしました。

2. 社外監査役 中嶋 隆則氏は、2025年6月26日開催の第61回定時株主総会にて監査役に選任され、就任いたしました。

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 88百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 114百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、経営執行部門及び会計監査人から必要書類を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と有限責任 あずさ監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため上記(1)の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	第62期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 第61期 (2025年3月31日現在)		第62期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 第61期 (2025年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	179,681	193,876	流動負債	57,309	68,710
現金及び預金	59,113	71,384	支払手形及び買掛金	11,243	11,322
受取手形	57	58	電子記録債務	5,617	10,646
売掛金	17,008	17,279	1年内償還予定の社債	5,000	-
有価証券	400	2,000	短期借入金	15,472	25,660
棚卸資産	44,105	46,023	未払金	6,284	5,829
営業貸付金	54,974	53,471	未払法人税等	1,652	2,381
その他	4,264	3,866	契約負債	1,884	1,888
貸倒引当金	△242	△208	賞与引当金	1,634	1,581
固定資産	126,410	124,515	その他	8,521	9,399
有形固定資産	85,432	82,943	固定負債	67,933	68,205
建物及び構築物	32,274	32,278	社債	1,000	6,000
機械装置及び運搬具	1,058	962	長期借入金	50,692	45,564
土地	40,967	40,821	退職給付に係る負債	5,551	7,847
リース資産	7,621	5,712	リース債務	5,809	3,882
建設仮勘定	64	183	その他	4,880	4,910
その他	3,446	2,984	負債合計	125,242	136,915
無形固定資産	8,662	8,471	純資産の部		
借地権	749	746	株主資本	186,473	190,317
商標権	1,029	1,093	資本金	62,504	62,504
ソフトウェア	3,476	3,098	資本剰余金	62,134	62,134
電話加入権	138	139	利益剰余金	68,979	69,862
のれん	2,789	2,898	自己株式	△7,145	△4,183
その他	477	495	その他の包括利益累計額	△9,379	△12,537
投資その他の資産	32,315	33,099	その他有価証券評価差額金	1,722	861
投資有価証券	6,140	4,729	繰延ヘッジ損益	50	△13
長期貸付金	681	865	土地再評価差額金	△14,622	△14,642
退職給付に係る資産	286	209	為替換算調整勘定	1,960	917
繰延税金資産	9,971	10,956	退職給付に係る調整累計額	1,510	339
敷金及び保証金	14,865	15,872	非支配株主持分	3,759	3,709
その他	629	759	純資産合計	180,853	181,488
貸倒引当金	△258	△294	負債及び純資産合計	306,096	318,404
繰延資産	4	12			
社債発行費	4	12			
資産合計	306,096	318,404			

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額			
		第62期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)	(ご参考) 第61期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
売上高		189,011		195,714
売上原価		90,838		95,128
売上総利益		98,172		100,586
販売費及び一般管理費		87,583		88,013
営業利益		10,588		12,573
営業外収益				
受取利息	310		176	
受取配当金	144		168	
為替差益	103		1	
受取補償金	216		65	
その他	547	1,321	378	790
営業外費用				
支払利息	652		548	
その他	337	990	186	734
経常利益		10,919		12,628
特別利益				
固定資産売却益	12		38	
投資有価証券売却益	-	12	1,332	1,370
特別損失				
固定資産除売却損	410		128	
減損損失	634		1,175	
投資有価証券評価損	-		86	
事業整理損失	67	1,112	166	1,556
税金等調整前当期純利益		9,820		12,442
法人税、住民税及び事業税	2,810		3,273	
法人税等調整額	23	2,833	△217	3,055
当期純利益		6,987		9,386
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		69		△10
親会社株主に帰属する当期純利益		6,918		9,397

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	第62期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 第61期 (2025年3月31日現在)		第62期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 第61期 (2025年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	99,595	117,603	流動負債	32,150	37,648
現金及び預金	41,031	52,371	買掛金	7,391	7,762
売掛金	10,215	10,983	電子記録債務	5,370	10,466
有価証券	400	2,000	1年内償還予定の社債	5,000	—
商品	37,846	39,258	短期借入金	3,000	5,625
貯蔵品	595	609	リース債務	146	264
前渡金	1	83	未払金	5,287	4,914
関係会社短期貸付金	6,993	9,949	未払費用	1,065	1,089
前払費用	1,734	1,860	未払法人税等	447	1,538
その他	780	491	契約負債	1,884	1,888
貸倒引当金	△4	△5	前受金	1,069	906
固定資産	116,120	117,289	預り金	8	43
有形固定資産	68,507	68,926	賞与引当金	909	870
建物	24,262	24,719	資産除去債務	137	474
構築物	2,401	2,534	その他	431	1,804
機械及び装置	12	15	固定負債	35,418	44,339
車両運搬具	0	0	社債	—	5,000
器具備品	2,679	2,359	長期借入金	25,000	28,200
土地	38,736	38,586	リース債務	160	301
リース資産	374	699	退職給付引当金	6,903	7,534
建設仮勘定	39	10	株式給付引当金	552	505
無形固定資産	4,117	3,644	資産除去債務	741	754
借地権	720	716	その他	2,060	2,043
商標権	3	—	負債合計	67,569	81,988
ソフトウェア	3,280	2,815	純資産の部		
電話加入権	112	112	株主資本	160,955	166,596
投資その他の資産	43,495	44,718	資本金	62,504	62,504
投資有価証券	5,468	4,078	資本剰余金	62,196	62,196
関係会社株式	15,595	16,161	資本準備金	13,026	13,026
関係会社出資金	15	33	その他資本剰余金	49,170	49,170
長期貸付金	655	830	利益剰余金	43,400	46,079
関係会社長期貸付金	615	615	利益準備金	2,684	2,684
長期前払費用	109	151	その他利益剰余金	40,716	43,395
繰延税金資産	8,618	9,282	別途積立金	26,100	26,100
敷金及び保証金	12,917	13,916	繰越利益剰余金	14,616	17,295
その他	48	48	自己株式	△7,145	△4,183
貸倒引当金	△548	△399	評価・換算差額等	△12,806	△13,682
繰延資産	2	8	その他有価証券評価差額金	1,744	889
社債発行費	2	8	土地再評価差額金	△14,551	△14,571
資産合計	215,718	234,901	純資産合計	148,149	152,913
			負債及び純資産合計	215,718	234,901

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額			
	第62期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)		(ご参考) 第61期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
売上高		122,169		131,015
売上原価		53,496		58,391
売上総利益		68,673		72,624
販売費及び一般管理費		63,172		63,797
営業利益		5,501		8,826
営業外収益				
受取利息	263		141	
受取配当金	1,738		1,128	
為替差益	15		22	
その他	362	2,380	151	1,443
営業外費用				
支払利息	295		280	
貸倒引当金繰入額	—		65	
その他	147	442	81	427
経常利益		7,439		9,842
特別利益				
固定資産売却益	8		24	
投資有価証券売却益	—	8	1,320	1,344
特別損失				
固定資産除売却損	332		90	
減損損失	432		823	
関係会社株式評価損	583		373	
貸倒引当金繰入額	149	1,498	—	1,286
税引前当期純利益		5,948		9,900
法人税、住民税及び事業税	553		1,455	
法人税等調整額	272	826	△7	1,447
当期純利益		5,122		8,452

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

青山商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 立石 政人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、青山商事株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青山商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

青山商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 立石 政人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、青山商事株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

青山商事株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	大迫 智一 ㊟
社外監査役	大北 貴 ㊟
社外監査役	疋田 鏡子 ㊟
社外監査役	中嶋 隆則 ㊟

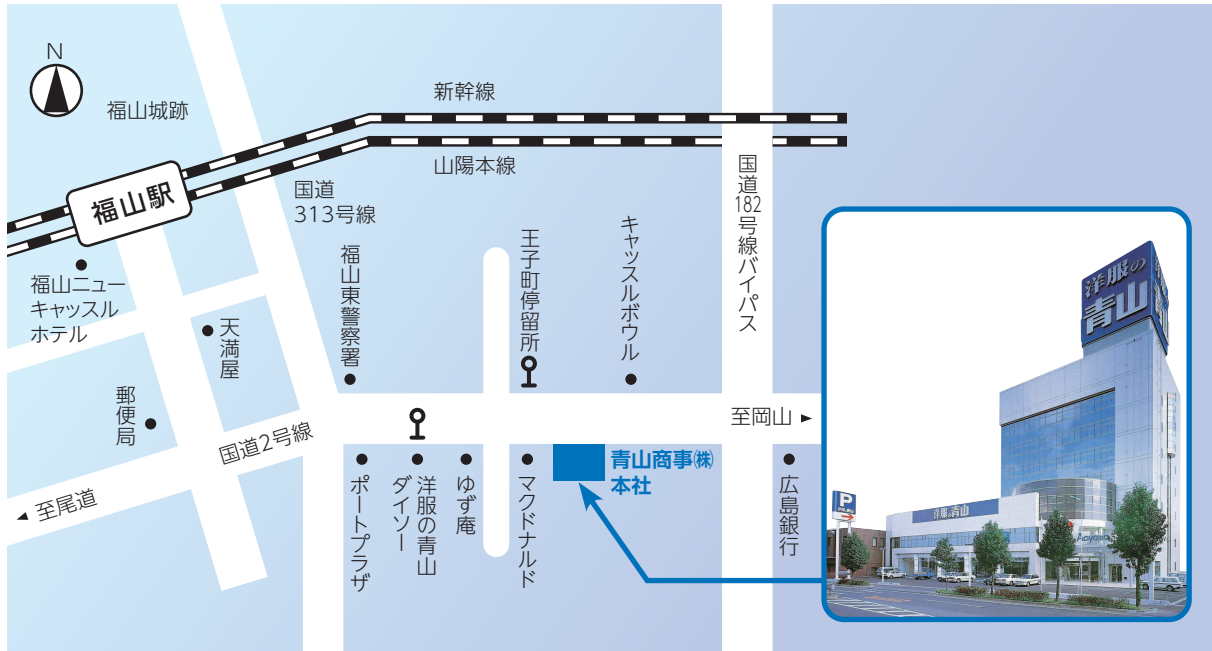
以上

株主総会会場ご案内略図



会場

広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社 本社4階会議室
電話 (084) 920-0050



●交通 JR山陽新幹線・山陽本線福山駅から2km
中国バス・井笠バス王子町停留所前



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。

